

第二十一 父音母韻論

落合 直 文

音韻は言語の本元なり、音韻にして、正しからざるか、何を以て言語を正しくいひあらはすことを得む、世の人、父音母韻のあることはいへども、いまだその發音の法を説明して、背緊を得たるものあるを見ず、實に音韻上の一大缺典といふべきにこそ、今日まで音韻家の認めて、父音母韻といひしものは、父音は、クスツヌフムユルウの九音、母韻は、アイウエオの五音なり、かくて、この父音母韻の發音の法を説きたるものなきのみならず、父音母韻は、言語上に用ゐらるゝことありやなしやも説きたるものあるを聞かず、さてはこを學ぶもの、唯一概にクスツヌフムユルウを父音と思ひ、アイウエオを母韻と思ひ、こゝに、大なる感を生するにいたれり、

母韻を、五十音中阿行の五音なりとして説明せるは、誤なり、母韻は、即ち音のヒバキなり、一の音ありて、さて後に始めて、このヒバキは生ずるものにして、唯ヒバキのみ獨立して生ずるか如きは、道理上、決してあるべき筈なきものなり、こゝに、カといふ音あらむ、そのヒバキは、即ちアなり、この母韻なるアにあつべき符牒あらざるがた

め、五十音中の文字を借り用ゐたるなれど、阿行のアとは、自ら區別あるものなり、阿行のアに、あめ(雨)あらし(嵐)などの如く、ことばの上につけても用ゐられ、また、一個獨立して發音し得べき音、即ち子音にして、發聲(則ち父音)と韻(即ち母韻)とを有せり、母韻のアは單純なる韻なれば、一個獨立して用ゐらるゝが如き例はあらざるなり、唯子音の下につきて、その韻をひきのばすに用ゐらるゝことあり、たとへば、引音の符牒に用ゐらるゝウは、正に母韻中のある音をあらはすものにして、近來或部分に行はるゝ、——の符牒は、これ母韻に代用する符牒なり、即ち我國にて、母韻をあらはすべき音標文字は、引音のウと——との二種あり、最も古くは、五十音中の阿行を借り用たる例もあり、古事記に、嘆詞を阿阿とかき、下の阿字の註に、引音と注せり、これ、上の阿字は、阿行の阿にして、下の阿字は、上の阿の韻をひきていふにと、まるところの音、即ち母韻をあらはせるものなり、この他、郡名郷名などにして、この引音を附したるもの多かり、

謂伊 (遠江の郷名)

斐伊 (出雲の郷名)

都^ツ字 (備中の郡名)

弟^セ翳 (備中の郡名)

穎^エ娃 (薩摩の郡名)

呼^ヲ於 (和泉の郡名)

寶^ホ於 (參河の郡名)

伊^イ字、翳^セ娃^エ於^ホは、すべて上の字の引音をあらはしたるものにして、とりもなほさず、母韻なり、もと、これらの地名は總て、二字を用ゐること、なりし時、をしきのぼして、二字となしたるなり、また、神樂、催馬樂歌の古本に、長く引きて歌ふ聲の符牒に、この母韻を施したるものあり、求子歌に、安波禮^衣千者也、布留加茂能也、之呂^於乃^於比古米^於末川云々、興呂津世^於布止^於毛^於伊呂^於者^安可^者安^良之とあり、小字にて書けるは、皆引音にして、母韻なり、即ち現今にありては、ウ又はーを用ゐるべきところなり、さて、このウと——とは、母韻をあらはすものなりといふ理は、ウは、母韻のオとウとをあらはす音標文字なればなり、即ち左にかゝぐる表を見て知るべきなり、

あ ^ア う	い ^イ う	う ^ウ う	え ^エ う	お ^オ う
か ^カ う	き ^キ う	く ^ク う	け ^ケ う	こ ^コ う
さ ^サ う	し ^シ う	す ^ス う	せ ^セ う	そ ^ソ う
た ^タ う	ち ^チ う	つ ^ツ う	て ^テ う	と ^ト う
な ^ナ う	に ^ニ う	ぬ ^ヌ う	ね ^ネ う	の ^ノ う
は ^ハ う	ひ ^ヒ う	ふ ^フ う	へ ^ヘ う	ほ ^ホ う
ま ^マ う	み ^ミ う	む ^ム う	め ^メ う	も ^モ う
や ^ヤ う	ゆ ^ユ う	ゆ ^ユ う	い ^イ う	よ ^ヨ う
ら ^ラ う	り ^リ う	る ^ル う	れ ^レ う	ろ ^ロ う
わ ^ワ う	ゐ ^ヰ う	を ^ヱ う	ゑ ^ヱ う	を ^ヱ う

かくの如く、韻を引きのばしていふときに用ゐらるゝ文字にして、五十音のうち、もし、この引音の添はる時は、第一韻列は、第五韻列に轉呼して、第五韻列と、その韻をひとしくし、第四韻列は、拗音に轉呼して、第五韻列と、その韻をひとしくし、第二韻列は、拗音に轉呼して、第三韻列と、その韻をひとしくするものなれば、ウは正にオとウと

の韻をあらはすものなり、かくて、このウの阿行のウオと異なる點は、阿行のウ、オの如く、獨立しては發音する能はざるにあり、たとへば、阿行のウ、オは、うを(魚おし)噓なとの如く、ことばの上につけても、明に發音するを得る音なれど、引音のウは、言語の上につけては發音すること能はざるものなり、これ即ち發聲(即ち父音)なき單純なるヒッキをあらはすものなればなり、

また、——はいまた普通に行はる、文字にはあらざれど、こも母韻をあらはす文字なり、即ち左表を見て知るべきなり、

あ	い	う	え	お
か	き	く	け	こ
さ	し	す	せ	そ
た	ち	つ	て	と
な	に	ぬ	ね	の
は	ひ	ふ	へ	ほ
ま	み	む	め	も

や	い	ゆ	い	よ
ら	り	る	れ	ろ
わ	ゐ	う	ゑ	を

かくの如く、この音標文字は、ウの如く或韻にのみかぎらず、すべて母韻をあらはすものなり、即ちいづれも子音の韻をひきのばすに用ゐらる、ものにして、こも勿論、言語の上に獨立して發音すること能はず、唯子音のヒッキをあらはすに過ぎざるものなり、これにて、母韻といふもの、性質および五十音中の阿行の五音と全く別物なることも知らるゝならむ、

次に父音なり、父音をうつすべき文字なきより、五十音中のウクスツヌフムユル于の十字を借り用ゐるはよし、(在來ウを母韻とたてたれば父音を九音とせり、その不當なるは前の母韻のところ)に明かなるべし、されど、そはた、文字のみのことにて、その音までも同じきものなりといふにはあらず、なとなれば、その十字は、全く父母の配合せるものにて、子音なり、父音は、その發聲をいふものにして、この十音より、いづれも母韻のウを引き去りたるものなり、たとへば、左表の如し、

ウ 父音 ク 父音 ス 同 ツ 同 ヌ 同 フ 同 ム 同 ユ 同 ル 同 于 同
 ウ 母 韻 ウ 同 ウ 同 ウ 同 ウ 同 ウ 同 ウ 同
 う 子音 く 同 す 同 つ 同 ぬ 同 ふ 同 む 同 ゆ 同 る 同 う 同

かくて、このウクスツヌフムユル于を借りたるは他の子音よりは、その聲のや、似よりたるがためなり、さて、これらの父音は、言語上に用ゐらるゝことありや否といふに、その二三を除きては、大かた言語上に用られ居るものなり、その例子音におほし、即ち左の如し、

父音

かくかう(學校)

父音

まゆつばん(出帆)

父音

じんぎ(仁義)

父音

かふば(合羽)

父音

さむる(三位)

かくの如く、父音も、字音の語の上には、よく用ゐられ居るなり、されど、その發音は、もとより單純なる發聲にと、まるものなれば、明に音にあらはれたるものにあらず、唯、音の勢を示すほとに止まるものなり、即ち、かくかう(學校)のくはかくとやうに、唯韻を急促めていふに止まるものにして、加行の父音、まゆつばん(出帆)のつはまゆつとやうに、唯韻をつめていふにと、まるものにして、多行の父音、じんぎ(仁義)のんは韻を撥ねていふに止まるものにして、奈行の父音、かふば(合羽)のふはかふとやうに、唯韻をつめていふに止まるものにして、波行の父音、さむる(三位)のむは唯韻をふくみていふに止まるものにして、麻行の父音なり、その中、クツフはいつれも急促音にして、一樣なるか如くなれど、クは齧に、ツは舌端に、フは唇に、いつれも息の急促にふれて生ずる音にして、その間、おのつから區別あるなり、この他、ウスルユ于等は、いまた言語上に用ゐられたる例を見出さずといへども、その發聲のさま、他と同理にして、ウは内齧に軽く息のふれたるもの、スは齒に息の鋭くふれたるもの、ルは舌を捲きて生ずるもの、ユは舌上に息の軽くふれたるもの、子は唇の柔に閉つるによりて生ずるものにて、唯、音の發聲を示したるに過ぎざるものなれば、子音のウクスツヌフ

ムユル子とは自ら別なり、
さて、在來の五十音圖といふものは、唯子音のみをかきつらねたるものにしあれば、
その發音のさまも明かならず、故に今後は左圖の如く改め製して、その法をも知ら
せまほしうなむ、

五十音圖

父 母	ア	イ	ウ	エ	オ
ム	ま	み	む	め	も
フ	は	ひ	ふ	へ	ほ
ヌ	な	に	ぬ	ね	の
ツ	た	ち	つ	て	と
ス	さ	し	す	せ	そ
ク	か	き	く	け	こ
ウ	あ	い	う	え	お

子	ル	ユ
わ	ら	や
ゐ	り	い
ゑ	ろ	ゆ
ゑ	れ	え
を	ろ	よ

右の父母兩音中、特別に音標文字のあるは唯、ン即ち奈行父音の一字のみなり、(こ、
には、かりにヌを用ゐたれど、然るに、子音中の文字を借り用ゐることは、甚だ紛雜を
來すのみならず、聲音を亂る恐あれば、すべてその用と不用とを問はず、子音外に、新
に文字を製して、明にその區別をたつること最も緊要なることならむか、